

リハビリ通信 (第57号)

編集・発行：長野県立総合リハビリテーションセンター「支援部」
 所在地：〒381-8577 長野県長野市大字下駒沢618-1
 TEL・FAX：026-296-3954
 E-mail：reha-shien@pref.nagano.lg.jp
 ホームページ：<http://www.pref.nagano.lg.jp/rehabili/shogai/>

ごあいさつ

支援部長 神戸 正則

4月から、県総合リハビリテーションセンターの支援部長として、県障がい者支援課から異動してまいりました神戸正則（ごうど まさのり）です。

私は、遡ること15年前（平成13年～15年）の3年間、生活指導員として当センターに勤務をしていましたが、当時を振り返ってみると様々なことが思い浮かんできます。

当時私が担当したのがスポーツに関することでしたので、余暇活動の一環として隣のサンアップルの職員と連携した活動ができないかと考え、横浜市にある「障害者スポーツ文化センター：横浜ラポール」を視察したり、レクリエーション指導員の研修を受け、当センターとサンアップルの職員との合同の事業として、当センター利用者を対象とした、ニュースポーツやレクリエーションを取り入れた活動を「リハスポ教室」として立ち上げたことを覚えております。それが、今も発展した形で継続されていることを知り、とても嬉しく思っています。

また、当時は元気な利用者さんがおり、当センター入所中に車いすマラソンに興味を持ち、サンアップルに練習に来ていた車いすマラソンの選手からの誘いもあり、「目指せ大分国際車いすマラソン」と目標を立てた方がいました。その方は、毎朝夜勤者に東玄関を早く開けてもらい、早朝練習にセンターを出てロードトレーニングをし、実際に入所中に大分国際マラソンに出場することとなりました。

当時スポーツを担当していたこともあり、私と生活指導の担当者と二人で大分までサポートに行きましたが、その大会の規模の大きさに圧倒されました。そして、私がサポートして出場した方は、ハーフマラソンに初出場でしたが、クラス優勝してしまいました。おかげで、私も表彰式にサポーターとして出席することとなり、国際的選手と出会うことができ感動したことを覚えています。

そして、その大会に出た長野県選手の皆さんが、当時の田中知事に「長野車いすマラソン大会」の開催を要望したことに端を発し、「長野車いすマラソン大会」は今年で第15回目の大会が開催されています。（ちなみに、何の因果か県庁の障がい者支援課では、この「長野車いすマラソン」の開催も担当業務の一つでした。）

そんな彼に6年ほど前に再会することができ、「今仕事は何をしているの？」と聞いたら、「今は大型重機のオペレーターをしている、車椅子から運転席まで這い上がれば、後はジョイスティックで操縦できる・・・」と、彼ならばできるだろうな！と思いましたが、「やはり、理解ある社長と巡り会えたことが大きい」と話してくれました。私は、たぶん彼の押しの強さに社長が折れたんだろうな、と心で思いながらも、まだまだ可能性がある社会だなとも思ったものです。

みなさんも、ぜひ、無理をしなくても前向きになれる目標を立て、それに向かってチャレンジしてみましよう。きっと何か得るものがあるはずですよ。



《 第15回大会 スタートから5秒後 》

「相談支援から見た、県リハにおける支援」

生活支援課 相談支援専門員 原 佑輔

平成 25 年より、長野県立総合リハビリテーションセンター（以下県リハと言う）では特定相談支援事業所を開所し、主として障害者支援施設利用希望者の計画相談支援を、本人・家族や市町村より依頼を受け提供しています。対象範囲は県内で、ほとんどの方が初めて障がい福祉サービスを利用する方です。元々地域で障がい福祉サービスを利用している方は、継続して同じ相談支援専門員に計画作成していただいています。

県リハ入退所時には、各種関係機関（相談支援事業所、基幹相談支援センター、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、市町村のケースワーカーや保健師、住宅改修業者、就労先企業等々）へ支援の輪を広げ、県リハ担当スタッフと連携しながら安心して在宅復帰ができるよう調整を図り、スムーズな地域移行を心掛けています。この場をお借りして、日々お世話になっている関係機関の支援者の皆様へ御礼申し上げます。

県リハを利用いただく際作成する計画は個別化され、様々なサービスの組み合わせ・支給を受けご利用いただいています。次表のとおり整理してみましたので紹介いたします。

組み合わせパターン	利用者ニーズの主な特徴
① 施設入所支援 ＋機能訓練	・肢体不自由や高次脳機能障がいによる課題があり、機能維持・向上、日常動作獲得、福祉用具選定、車椅子作製、住宅改修助言、在宅復帰支援、就労支援を含む経済基盤安定を図るための支援を希望される方。 ・視覚障がいによる課題があり、白杖歩行やその他日常動作、コミュニケーション訓練を希望される方。また盲学校や国リハへの入学を希望されている方。
② 施設入所支援 ＋生活訓練	・主に高次脳機能障がいによる課題によって復職等就労支援を中心に希望される方。
③ 施設入所支援 ＋就労移行支援	・主として機能訓練又は生活訓練利用後、リハビリがゴールを迎えたが、在宅復帰課題あり、生活場所を含む基盤を支えながら就労を目指されている方。
④ 短期入所支援	・整った環境下なら日常生活が概ね自立しており、レスパイトや冠婚葬祭への家族参加等の理由により利用希望される方で、日中活動を希望されない方。
⑤ 短期入所支援 ＋生活介護	・一定の介助が必要であり、レスパイトや冠婚葬祭への家族参加等の理由により利用希望される方で、機能維持訓練や余暇活動提供を希望される方。
⑥ 機能訓練（通所）	・在宅復帰前、通所が可能な方でリハビリ継続や復職等支援を必要とする方。
⑦ 生活訓練（通所）	・高次脳機能に対するリハビリの延長上であって、自宅から通所が可能な方。
⑧ 就労移行支援（通所）	・在宅復帰し通所が可能で、就労等支援を希望されている方。
⑨ 施設入所支援 ＋機能訓練 ＋就労移行支援	・復職期限（休職期間）に合わせたスピーディーな就労支援を必要とする方。週 5 日リハビリを受けつつ、運転訓練なども行なう。職場訪問や実習へスムーズに移行できる。利用期間がどちらも消化するデメリットがある。

※留意点・・・⑨における日中サービスは同日の複数利用はありません。また生活介護は短期入所者の活動提供希望者のみ利用可能で、通所による提供はありません。

短期間（3 日～）通所による運転訓練の提供も始まりました。詳しくはお問い合わせください。